

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免制度 Q&A

(令和4年度)

松本市 健康福祉部 保険課

1 申請について

<p>Q1-1 申請期限はありますか？</p>	<p>【回答】 申請期限は、令和5年3月31日(木)です。</p>
<p>Q1-2 郵送や電子申請は可能ですか？</p>	<p>【回答】 <u>感染拡大防止の観点から、できる限り郵送での申請をお願いします。</u> <u>なお、添付書類が必要であることから、電子申請をしていただくことはできません。</u></p> <p>松本市ホームページから印刷して記入した減免申請書と調査票、その他の添付書類を同封して、上記申請期限までに、下記まで郵送してください。</p> <p>〒390-8620 松本市丸の内3-7 松本市役所 保険課 保険税担当</p> <p>※印刷環境がない方につきましては減免申請書と調査票を送付しますので、保険課保険税担当(Tel0263-34-3215:直通)までお知らせ下さい。</p>
<p>Q1-3 電話での事前相談、窓口での申請受付は可能ですか？</p>	<p>【回答】 電話や窓口での相談・申請も受付けています。 平日の開庁時間内(8:30~17:15)に保険課保険税担当(Tel0263-34-3215:直通)までご連絡下さい。</p> <p>なお、支所・出張所での相談・申請はできません。</p>

<p>Q1-4 令和3年中の収入について、まだ申告をしていませんが、減免の対象になりますか？</p>	<p>【回答】 「令和3年中の収入と令和4年中（見込み含む）を比較して、収入が一定以上減少している方」が減免の対象となります。 <u>令和3年中の収入・所得の申告がないと減免の判定ができませんので、申告をお願いします。</u></p> <p><u>※世帯主だけでなく、同一世帯の方についても申告をお願いします。</u> ※同一世帯の方で、「令和3年中に非課税所得（障害・遺族年金、雇用保険の給付金、傷病手当金など）のみであった方」についても申告をお願いします。 （国民健康保険に加入している方が全て申告していて、所得が一定以下であれば、国民健康保険税の均等割・平等割が軽減されることがあります）</p>
<p>Q1-5 申請をしてから減免の決定までどれくらいかかりますか？</p>	<p>【回答】 原則として、申請を受理した月の翌月に減免の可否を決定し、翌月中旬に減免決定（非該当）通知書を送付します。 （必要書類の不備、調査等に時間を要する場合は、翌々月以降になることがあります）</p>
<p>Q1-6 申請をしてから減免が決定するまでの間の国民健康保険税の支払いはどうすれば良いですか？</p>	<p>【回答】 減免が決定するまでの国民健康保険税については、納期限までに納付をお願いします。納付後に遡って減免が決定となった結果、納めすぎの分が発生した場合は、減免決定後に還付（お返しする）もしくは充当（他の納期限の分に充てる）の処理をさせていただきます。 納期限までに支払いが困難である場合は、保険課保険税担当（Tel0263-34-3215:直通）までご相談ください。</p>

2 減免の制度について

Q2-1 「主たる生計維持者」とは誰ですか？	【回答】 主たる生計維持者は、国民健康保険上の世帯主、もしくは擬制世帯主（自身は国民健康保険に加入していないが、国民健康保険税の納税通知書の宛先となっている世帯主）となります。
Q2-2 「重篤な障害」とはどのようなものですか？	【回答】 「1か月以上の治療を要すると認められる」状況です。
Q2-3 「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」の全てが10分の3以上減る見込みがないと減免要件に当てはまらないのですか？	【回答】 「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」の4種類の収入のうち、 <u>どれか1つ</u> が該当すれば減免要件に当てはまります。 例)「給与収入」の減収は10分の3に満たないが、「不動産収入」の減収は10分の3を超えている場合⇒減免要件に当てはまる
Q2-4 新型コロナウイルス感染症の影響で、雑収入や株取引の損失により収入が減少しました。減免の対象になりますか？	【回答】 「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」のどれか1つが減少する（見込みがある）ことが減免の要件です。 上記の4種類の収入に減少がなく、雑収入や配当収入等のみが減少した場合は、新型コロナウイルス感染症の影響であっても減免の対象となりません。

<p>Q2-5 新型コロナウイルス感染症の影響で失業、廃業しました。 この場合、減免の対象になりますか？</p>	<p>【回答】 単に「失業、廃業した」ことのみでは減免要件に当てはまらず、「失業、廃業した結果、『給与収入』や『事業収入』などが10分の3以上減少する(見込みがある)こと」が減免要件となります。 失業や事業の廃業が理由で減免申請をされる場合は、「前年と本年中の収入が分かる書類(源泉徴収票、給与明細など)」に加えて、「失業、廃業したことが分かる書類(離職票、廃業届など)」の添付もお願いいたします。</p> <p><u>※なお、非自発的な事由(解雇、雇い止め、契約期間満了など)で離職されて雇用保険の給付を受けている場合は、「非自発的失業者を対象にした軽減制度」が該当になります。この場合は、本制度は対象外となります。</u></p> <p>詳細については松本市ホームページを確認していただくか、保険課保険税担当までご相談ください。</p>
<p>Q2-6 新型コロナウイルス感染症の影響とは直接関係のない事由(離転職、懲戒解雇等)で退職して収入が減少しました。 この場合、減免の対象になりますか？</p>	<p>【回答】 「新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した」ことが減免要件となります。 感染症の影響による収入減少以外については、減免の対象となりません。</p>
<p>Q2-7 前年の「事業収入」「不動産収入」「山林収入」はありましたが、必要経費を差し引いた所得は0円です。 この場合、減免の対象になりますか？</p>	<p>【回答】 収入が10分の3以上減少していれば減免要件に当てはまります。 ただし、減免対象保険税額の計算において「減免対象の国民健康保険税」が0円となるため、減免額も0になります。 <u>このため、前年の所得が0の方については、実質的に減免の対象となりません。</u></p>

<p>Q2-8 「保険金、損害賠償等により補填される金額」には国や県から支給された給付金は含まれますか？</p>	<p>【回答】 国や県から支給された給付金については、「保険金、損害賠償等により補填される金額」には含まれません。</p>
<p>Q2-9 世帯主等以外の世帯員の収入が減少、もしくは増加している場合は、減免の対象となりますか？</p>	<p>【回答】 減免の要件は下記の全てに該当することが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる生計維持者が減免対象収入が10分の3以上減少している(見込みがある)こと ・主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ・主たる生計維持者の減免対象収入以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること このため、主たる生計維持者(世帯主等)以外の方の収入の多寡は、減免の判定とは関係がありません。 ただし、減免対象保険税額の計算において「世帯の被保険者」の合計所得金額を考慮するため、世帯主等以外で国保に加入されている方の収入が多いと減免額が少なくなることがあります。</p>
<p>Q2-10 「合計所得金額」とは何ですか？</p>	<p>【回答】 下記の所得を合算した金額となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に規定する総所得金額等(事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、総合課税の譲渡所得(1/2控除後)、一時所得(1/2控除後)) ・分離短期譲渡所得(特別控除前) ・分離長期譲渡所得(特別控除前) ・上場株式に係る配当所得等、一般株式等に係る譲渡所得 ・上場株式等に係る譲渡所得 ・先物取引に係る雑所得山林所得(特別控除後) なお、純損失と雑損失については繰越控除<u>前</u>の金額となります。 また、退職所得は含みません。</p>

3 その他

<p>Q3-1 減免対象は「令和4年分の国民健康保険税」となっていますが、令和3年分以前については減免はできませんか？</p>	<p>【回答】 減免対象は令和4年分の国民健康保険税で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものとなります。 対象期間以外のものについては、減免の対象外となります。</p>
<p>Q3-2 前年度も減免も受けましたが、本年度も同様に減免も受けることは可能ですか？</p>	<p>【回答】 前年の所得が減収となった方が、本年度の「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」が前年からさらに10分の3以上の減収が見込まれれば、本年度も同様に減免の対象となります。 なお、国民健康保険税は前年中の所得等をもとに算出しますので、前年の収入が減少した方は、令和4年度の国民健康保険税の税額が前年度より減少する可能性があります。 令和4年度の税額につきましては、7月中旬にお送りする納税通知書でご確認をお願いします。</p>
<p>Q3-3 他の市区町村で国民健康保険税(料)の減免を受けています。 松本市に転入予定ですが、改めて減免申請する必要がありますか？</p>	<p>【回答】 松本市の国民健康保険税の減免を希望される場合は、転入前の市区町村とは別に、改めて松本市に対して減免申請する必要があります。</p>